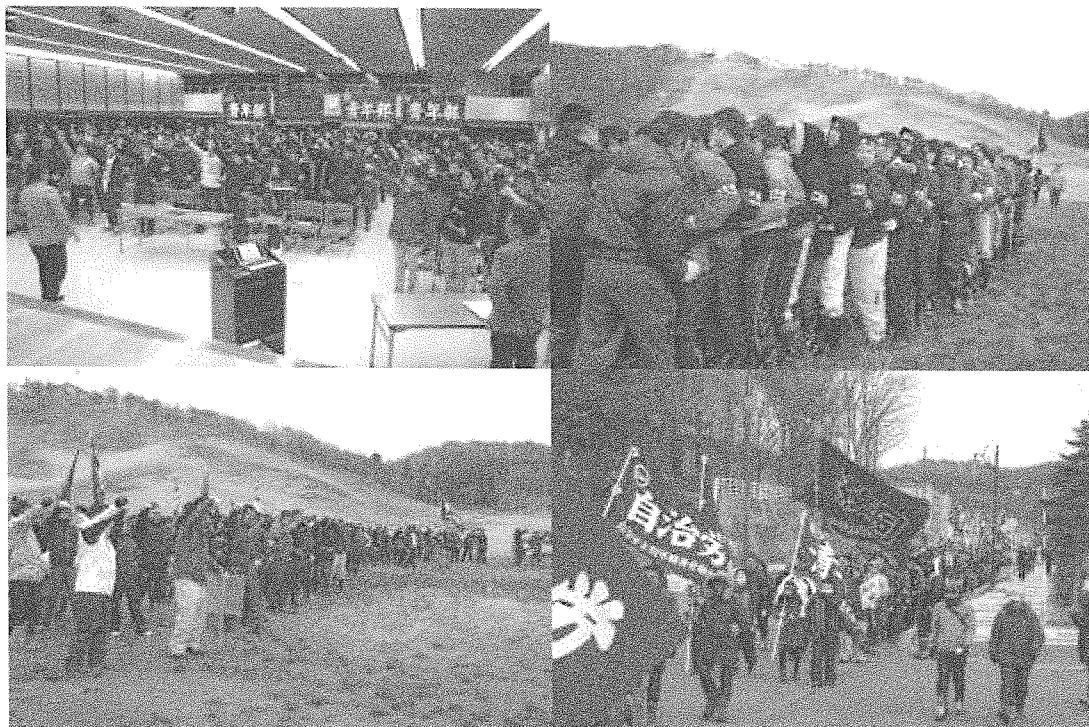


11.23幌延デー北海道青年女性学習会

日 時 2015年11月23日（月）10:00～
場 所 天塩町・「天塩町社会福祉会館」



【2014.11.23】11.23幌延デー北海道集会

北海道青年学生平和友好祭実行委員会

<次第>

- 10:00～ 開会
- 10:05～ 主催者挨拶
- 10:10～ 講演「原発事故から4年が経過した福島の現状」
講師 自治労福島県本部青年部副部長 佐々木 佑 さん
- 11:15～ まとめ・団結ガンバロー
- 11:20～ 閉会・昼食・移動
- 12:00～ 共進会場集合
- 13:00～ 北海道への核の持ち込みは許さない！11.23 幌延デー北海道集会

※共進会場地図



©2009 Google

Map data ©2009 ZENRIN

【幌延の歴史と経過】

1972年		ロンドン条約「海洋汚染の防止に関する条約」 → 海洋投棄禁止
1976年		放射性廃棄物対策について（原子力委員会） → 当面、地層処分に重点
1977年		動燃中心に地層処分研究開始、東海再処理工場運転開始
1982年		幌延町が低レベル放射性廃棄物貯蔵施設説明会を開催
1984年	4月	「動力炉・核燃料開発事業団」が『貯蔵工学センター』を幌延町に建設する計画を公表 高レベルガラス固化体 約2,000本 低レベル核廃棄物固化体 当面20万本 深地層試験場 地下1,000m級 地上施設 ホット試験施設など
1984年	7月 前後	横路知事が高レベル核廃棄物処理施設・調査に反対表明 周辺7市町村（稚内・天塩・豊富・浜頓別・中頓別・中川・猿払）の有権者対象署名 → 71.8%が反対
1985年	11月 23日	現地調査阻止行動 → 累計1万人に及ぶ全道規模の現地監視行動 「動力炉・核燃料開発事業団」が深夜に地上踏査を強行 ⇒ 1986年から11・23幌延デーが始まる
1986年	8月 30日	「動力炉・核燃料開発事業団」が深層ボーリング調査強行
1988年		幌延町地宣言。調査とりまとめパンフレット公表 ⇒ 反核平和の火リレースタート
1990年		北海道議会、貯蔵工学センター立地反対決議可決 → 計画、凍結状態
1995年	12月 8日	高速蓄電炉もんじゅ、ナトリウム漏洩火災事故（情報漏洩）
1997年	3月 11日	東海、アスファルト固化処理施設火災・爆発事故（情報操作）
1998年	2月	科学技術庁が北海道に「貯蔵工学センター」計画を取り止めて、新たな提案として深地層試験を幌延町で早急に推進したい」と申し入れ。 ○深地層研究所（仮称）計画書 ・再処理後の高レベル核廃棄物の地層処分研究 ・「核抜き」での地下研究 ・研究期間約20年（2000年度開始→2019年度終了）
1998年	5月 13日	動燃法改正法可決
	10月 1日	「動力炉・核燃料開発事業団」から「核燃料サイクル開発機構」へ改組
	12月	「核燃料サイクル開発機構」が北海道及び幌延町に対して、幌延町における「深地層研究所（仮称）計画」について申し入れ。
2000年	5月 11日	幌延町が「深地層の研究の推進に関する条例」制定（町内に放射性廃棄物の持ち込みは認めないものとする）
	6月 7日	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律可決 → 10月にNUMO（原子力発電環境整備機構）設立
	10月 14日	堀知事が深地層研究所受け入れ表明
	10月 24日	「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」制定
	11月 16日	「幌延町における深地層研究所に関する協定」締結（北海道、幌延町、核燃料サイクル開発機構） ・研究所及び研究実施区域への核廃棄物持込み禁止 ・町内への高レベル核廃棄物「中間貯蔵」施設立地禁止 ・処分実施主体への研究施設の貸与・譲渡の禁止 ・研究終了後、地上施設の閉鎖、地下施設の埋戻し
2001年	4月	幌延深地層研究センター開設
2002年	7月 12日	「核燃料サイクル開発機構」が深地層研究所建設予定地を北辰地区に決定
2003年	7月 11日	幌延深地層研究センター地下研究施設用地造成工事着工
2004年	10月	「（財）原子力環境整備促進・資金管理センター」との共同研究（物理探査）開始
2005年	10月	「核燃料サイクル開発機構」が「日本原子力研究所」と統合し、独立行政法人「日本原子力研究開発機構」に再編 幌延深地層研究センター地下研究施設工事開始 → 幌延・隣接自治体、電原三法交付金対象 ・隣接自治体、交付金申請で核廃棄物持込み禁止条例制定意向 ・経産省、自治体の核廃棄物持込み禁止条例化に圧力行為

	11月	地下施設建設のための掘削調査に伴い排出された土壤から「基準値を超える有害物質」が検出されたことが発覚。 「幌延深地層研究センターの地下施設建設前のボーリング調査現場から04年、土壤汚染対策法で定める基準値の13倍にあたるカドミウムなど有害物質が検出されていたことがわかった」「1年半が経過した今も住民への報告をしてない」(毎日新聞11月8日)
2007年	6月 11月	ゆめ地倉館が開館 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会 放射性廃棄物小委員会 報告書中間とりまとめ ○最終処分事業を推進するための取組の強化策について ・都道府県での処分事業説明会、放射性廃棄物ワークショップ等理解促進 ・NUMOの公募に加え、国による処分地確保への文献調査申入れの実施 ・研究施設の処分事業への活用(地層処分体験設備、バーチャル設備)
2008年	6月 19日	幌延町定例議会(一般質問:鷲見議員、答弁:宮本町長) ・原子力発電環境整備機構からの処分地選定のための文献調査の問い合わせはないか →「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の公募関係資料は、当町にも来ているが、問い合わせはない。地域経済界の方々が強烈な反対があるが、町としては三者協定を順守する」
2009年	6月	原子力発言推進協力策(経済産業省資源エネルギー庁) ・文献調査はNUMOによる公募または国による申し入れにより、早急に数ヶ所以上のできるだけ多くの箇所で行う。 ・文献調査の実施に向けて…当該地域のみならず各地域における議論を深めるために国やNUMOは電気事業者と連携して、賛否双方の多様な意見交換を行う場を設けるとともに、地域振興等をテーマとした勉強会を支援するなどの取組を行う。
2010年	4月	地層処分実規模試験施設が開館
2011年	5月	文献調査申し入れ来年に(東奥日報) 「経済産業省資源エネルギー庁は4月の統一地方選終了後に、全国の複数の自治体ご処分地選定に向けた文献調査の実施を申し入れる予定だったが、東京電力・福島第一原発事故を受けて申し入れ時期を来年に先送りしたことが28日、わかった。」 「当初想定では、夏までに、全国5~10自治体ごとに文献調査を申し入れる予定だったことも判明。北海道、九州地方などが含まれる。対象は、文献調査の実施に意欲、関心を示している自治体のほか、国が文献調査を受け入れてもらいたい自治体も含む。」
2013年	4月 3日	「核のゴミ」最終処分地 道内「対象外ではない」(北海道新聞) ・原発環境整備機構 山路理事長に聞く 「北海道に条例があることは承知しています。しかし条例があっても、問い合わせがあれば丁寧に対応するのがNUMOの基本的なスタンスです。北海道も対象外ではない。」
	4月 4日	候補地「道内も対象」核のゴミ最終処分エネ庁室長も名言(北海道新聞) 「条例があるが、廃棄物を持ち込まないという条例であって、(書類審査にあたる)文献調査まで禁止する条例ではないと解釈できる」と説明。「申し入れの対象から、条例があるという理由をもって外すことにはならない」
	7月	幌延深地層研究センターと瑞浪深地層研究所(岐阜県)の約癒合方針が浮上
	2014年 4月	国内初の模擬廃棄物(実物大の熱源)埋設試験を2014年度から実施することを発表 エネルギー基本計画策定
	5月	→ 固化体処分だけでなく、使用済み核燃料の直接処分の研究推進が盛り込まれる
2015年	5月 22日	幌延深地層研究センターが高レベル放射性廃棄物の「回収可能性」について研究を行う方針を固める 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定を閣議決定 → 政府が有望地を提示して自治体に申し入れる方式に転換
	8月 11日	川内原発1号機(鹿児島県薩摩川内市)が再稼働(2号機は10月15日)
	10月 26日	愛媛県知事が四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の再稼働に同意する考えを表明
2021年		幌延深地層研究センターの研究期間終了時期 地下施設の埋め戻し予定

一〇

